

## 平成29年第5回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第3号)

平成29年12月11日(月曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第46号 動産の取得について  
日程第 2 議案第47号 浅川町立あさかわ図書館条例を定めることについて  
日程第 3 議案第48号 浅川町定住・移住促進住宅管理条例を定めることについて  
日程第 4 議案第49号 浅川町個人情報保護条例の一部改正について  
日程第 5 議案第50号 職員の育児休業に関する条例の一部改正について  
日程第 6 議案第51号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第 7 議案第52号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について  
日程第 8 議案第53号 職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第 9 議案第54号 浅川町税特別措置条例の一部改正について  
日程第10 議案第55号 平成29年度浅川町一般会計補正予算(第4号)  
日程第11 議案第56号 平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第12 議案第57号 平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
日程第13 議案第58号 平成29年度浅川町上水道事業会計補正予算(第2号)  
日程第14 議員派遣の件  
日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	副町長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	小針紀喜君
会計管理者	八代敏彦君	建設水道課長	江田豊寿君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	坂本高志君
保健福祉課長	須藤寿行君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	生田目源寿君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	岡部栄也	主任主査	佐川建治
--------	------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第46号 動産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 取得は、備品の購入のメーカーがウチダというメーカーに統一されています。これは、何でウチダに指定したのか。そのほかにもその辺のアマノというのが入ったわけですけども、ここについてはウチダである。これの理由、どういう理由なのかということが一つと、それから、一括して1,555万2,000円というふうな多額の備品の購入でありますけれども、町内なんかの家具店とかいろいろそういう関係する業種の方々に、こういうことについては、ここの施設のこういうところについては、地元の業者さんから購入しようとか、やってもらおうとか、こういうことはできなかったのか。その辺の理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 今回、こども園の備品につきましては、ウチダのメーカーに今回統一したところであります。これについては、後々のメンテナンスそれから補修等で、同じメーカーにしたほうが管理的にもやりやすいだろうということもありました。また、ウチダの製品が、これまで幼稚園、保育所でさまざまに検討してまいりました。確かに、いろんなメーカーの製品も検討したところではあります。統一したメーカーの製品を使うことで後々のメンテがやりやすいということで、考えたところであります。

今回、お手元にあります備品についてはウチダであります。そのほかさまざまな機器を発注しているところでありまして、それについてもなるべく同じメーカーということで、ウチダだけではございません。今後、椅子やパイプ椅子も買いますが、これについてはちょっと違うメーカーの製品を選択するというようなこともありまして、全てがウチダで統一するというところではございません。

それから、地元業者にできなかったのかということではありますが、地元業者さんのほうにも発注している備品もございます。また、今回入札でたまたま落ちなかったという結果ということでご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 特に、一番重視されたのはメンテナンスだと、こういうことでもありますね。

そのほかの備品等については、ウチダだけでなくそのほかのものもあると、こういうふうなことでありますが、ウチダの製品がやっぱりどういうふうな、メンテナンスは、今、わかりました。確かにそうだと思うのですが、ウチダの製品がどういうふうなやっぱり優秀なのかということですか、製品としてもしっかりした、そういうものなんだということについては、関係者の協議あるいは専門家の話、そういうことで総合的に見てこうなったんだというふうな言えばそうですが、そういう、至るまでの経過ということですか、そういう話し合いなんかはどういうふうになされたのかということでもあります。

それから、もう一つは、地元の業者にも発注、その他の備品等でいろいろ、そういうものであるということではありますが、地元への発注というのは今後も含めてどういうものがあるんですか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） ウチダの製品に決めてきた経過でございますが、こども園の備品についてはさまざまなのを要求されるかと思えます。これについては、幼稚園と保育所の先生方に数多くのメーカーのカタログを見ていただきまして、それで最終的にウチダの製品でそろえたほうが多くのカタログから製品を発注するよりは整理しやすいということもありますし、また、大きさとかもきちんとその部屋におさまる、書庫ですとか、そういうものでないと寸足らずとか、きちんとしたこども園の中におさまられる、ほかのメーカーでもあるかとは思いますが、多くのメーカーでさまざまなカタログから製品を選ぶよりは、だんだんと一つのカテゴリから製品を選ぶという、検討した結果、そのような流れになってきたところであります。

それから、そのほか、電化製品なんかは地元の業者さんで全て購入をするところでもありますし、地元の事務機器屋さんからはパソコンとかも購入を、契約をしたところであります。細かいものについてはなるべく地元の業者を使う、そして見積もりをいただくようなことで、十分に検討しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ウチダの製品を選んだ経過というのはわかりました。

結局、いろんなカタログを見てもらって先生方の意見もお聞きをして、ウチダの製品が物がいいし価格も適当だと、こういうことになったということで理解してよろしいですか。その点を一点伺いたいと思えます。

それから、私、これだけ細かく物を指定して買うんだっつらば、例えば購入予定のリストをそのメーカーに示して、これだけまとめて買ったらば勉強して幾らになりますかと、こういう見積もりはとられたんですか。

この予定価格があるんですけれども、この予定価格というのはどういうふうにして出したんですか。これは定価の合計額ですか。それとも、町が、勉強してまとめて買ったら幾らになりますかというやつをもとにして

の数字なんですか。そこら辺がちょっとわからない。

それから、直接買うよりも入札で買ったほうが安くなるんですか。その点を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） ウチダの製品については、議員さんのおっしゃるとおりでございますが、さまざまにその部屋にいろんな備品を置かなければなりません。そういった中で、町のほうで考えるよりは、幼稚園、保育所の先生方にこういう製品があったほうが良いということで検討していただいた中でウチダの製品という流れに行ったということでございます。

予定価格の決定については、それぞれの製品のカタログ価格から持ってこない、実勢価格ということになりますと、ちょっと実勢価格についての根拠がはっきりしないということでカタログ価格での発注ということで決めてきました。

それから、直接購入するか、入札ということでございますが、これは結果論でございますので、トータルしますと金額も大きいところでございますので、今回も入札にしたということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大体わかりました。

1社に、このウチダという会社の1社に一括してお願いするというのは、全体、各メーカー、その部屋ごとによってばらばらでは、これは見ばえも悪いし、あとは限られた工事期間の中でやってもらうには、いろんな業者が出入りするよりはその1社がまとめてばつとやったほうが良いんだろうということで、これは合理性があるというふうに私は思います。

ただ、もう一つわからないのがその価格の問題なんです、人を介して買うよりは直接買ったほうが安い、直売のほうが安いというのは普通感覚ですよ。確かに、町には入札の規定があるんだけど、随意契約という方法だつとれないことはなかったと思うんです。その辺はどうなんです、価格的に。入札のほうがやっぱり安くなるというふうに判断されたんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 随契と入札という考え方でございますが、これだけの金額でございますので、やはり公表等も含めて入札で正々堂々と競争していただくという形で考えたところであります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお聞きいたします。

まず、ただいまの質疑のやりとりを聞いておりましたけれども、今回、これ、ウチダということで、2、4、4社で入札をやって、結果、ということではありますが、これ、あれじゃないですか、ウチダということで、このメーカーでこの商品を結局絞り込んだという、これだけ必要だということで行ったのは設計段階でやられたんじゃないんですか。今、課長が言ったみたいに先生方に検討してもらって先生方がこう決めたんだというお話ですが、実際はそうではなくて、設計の段階でこれだけの建物、これだけのこども園には標準的にこれだけの品物が必要なんですよということだったと思うんです。その設計の段階ではウチダを初め幾つか、これを取り扱えるようなメーカーが恐らく、あと出ていたと思うんです。ただ、その中でウチダが一番適切であると。

特に、地元というか、浅川町、石川町、いわゆる石川郡にもこれを取り扱える業者さんもいると、そういうことで選定されたのではないのでしょうか。その点が一点であります。

それからもう一つは、この備品については当初から設計屋さんが拾って、この備品購入については幾ら幾らということで、金額あったと思うんですよ。その金額が幾らだったのかということについてお聞きしたいと。これ、設計屋さんの仕事ですから、そういうところまで拾うのは。

それから、もちろん予定価格の設定なんかというのも、当然、設計屋さんがそうして拾ってある一定の値段を出して、それについてどれぐらい落としてもらって、予定価格としてはこれぐらいだろうと、そういうことで決められたと思うんです。だから、どこか1カ所がきちんとしたそういうものを結局出せる、そういうところがなければこういう形にはならないんだと思うんです。ですから、それはそれでいいんですが、今、私がお聞きしましたこれの本来の予算ですか、町としてとっていた予算は、設計段階で見ていた予算は幾らだったのか。

それからもう一つは、この状況の、この類いの物品の購入については、もう今後はないと、これで全てなんだというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

それから、ついでになりますけれども、このほかに、このこども園には遊具の購入があるんですね。遊具の購入についても、私どもは、どういうものが予定されているんですかということで、議会で何度か聞いてきましたけれども、これについても、まだ決まっていないんだというところでご答弁をいただいております。それで、品物についてはともかく、この遊具は大体金額にして幾らぐらいを予定している、今後、購入される予定なのかと。

以上の点についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） まず、備品のトータル金額でございますが、当初予算の中で3,000万円ということで金額を計上したところであります。この金額につきましては、こども園の建築の面積、これによって標準的な備品の金額は大体どれくらいかかるんだということでの設計事務所からのお話がありますので、どういう製品がここには入るということについてまでは設計事務所のほうとは協議しておりません。あくまで、こういう面積ですとこれくらいの備品の金額がかかるでしょうということでの説明でございました。

それから、予定価格につきましては、予算、オープン価格なんかもございます。備品それから電化製品等々、非常に金額については予定できないというか、掌握するのが非常に難しいところでもありますので、こちらで設計ができるとかそういうことではなく、オープンなものについては見積もりをもらうとかをして、そのトータルをしまして予定価格を決定しているものでございます。

〔「議長、ちょっとよろしいですか」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 何ですか。

○8番（田中重忠君） 今、担当課長、予定価格とおっしゃっていますが、私は予定価格については聞いておりません。というのは、予定価格、この入札書の中に載っているもので、私がお聞きしたかったのは予定価格じゃなくて予算額。ただ、3,000万円とさっきおっしゃいましたよね。じゃ、予算額3,000万円だったのかというと、これ違いますよね。この3,000万円の中に入っていたんです、多分。それで、今回こういう入札にかけ

たこの購入についての予算額を、予算はどれぐらいにしたのかということでお聞きしたわけです。予定額ではありません。予定額はここに書いてあります。ということです、議長。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 予算につきましては、先ほど説明申し上げました3,000万円ということでございます。

それから、これでその他の備品の購入については終わりかといいますと、まだ実際には現場の先生が運用してみて、こういう物が足りないというものが多々出てくるのではないかとは思っております。そういうことも含めまして、また今後予定されておりますのは、机、椅子、パイプ椅子、この検討がようやく終わりましたので、今後、購入する予定で考えてございます。

それから、遊具につきましては……、失礼しました。先ほどの備品についてはトータル5,000万円ということで金額の訂正をお願いしたいと思います。

遊具のほうは、予算が3,000万円ということで考えております。それから、遊具の中身の検討については、幼稚園と保育所からようやく、こういう製品があればいいということでの希望を、今、まとめているところでございます。購入については時期を見定めないとならないとは思いますが、ちょっとさまざまな開発行為等の許認可等の問題もございまして、遊具の購入、設置については、なおまだ検討しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、これらの合計が5,000万円で、これからいわゆる購入予定している遊具については3,000万円、一応予算を見ていると。そうすると、さっき私がお聞きした、今回のこの備品購入、これの予算は幾らだったのかなという数字がどこか行っちゃったかなという気がするので、この数字についてちょっと説明してください。いわゆる5,000万円が合計、3,000万円が遊具、今回のやつは幾ら予算に行ったのか。予定価格じゃないですよ、予算ですよ、あくまでも。それをお聞きしたいと思います。

それから、ただいまの課長の説明で、机、椅子というやつについてはこれからなんだというようなお話がありまして見ましたら、なるほど、机とか椅子等は入っていないみたいなんですね。これ、机、椅子というのはなぜこの中に入らなかったんでしょうか。普通、この購入と一緒にして一緒に入札しても何ら問題はなかったのかなと思うんですが、机、椅子についてはそうするとどれぐらいの予算を見ておられるのかについて概略お聞きいたしたいと思います。

これ、ここにこうばらばらになって出てきているので、一番最初、町長と担当課長がお示したことも園建設総事業費、その中で建設工事幾ら、造成工事幾ら、備品幾ら、遊具幾らとか、それから造成工事幾らというふうにありましたよね。その中の割り振りがちょっとわかりにくくなっている。そういうことで、私、今、お聞きしております。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 備品の5,000万円という予算の中には、こども園の調理機器、それから県産材を使った園児用椅子、そして軽自動車、机、椅子、パイプ椅子、それから一般備品、電化製品、パソコン等々全てひっくるめて予算額5,000万円ということでございます。机、椅子、パイプ椅子については、いろんなメ

一カー、さまざまな製品がございますので、検討がくれたといえますか、なかなかまとまらなかったということもございまして、今後、購入をしていく計画でございます。

今回、一般備品の発注については、製品の製作がございますので、今の段階で進めていかないと3月納品が間に合わないということもございまして、先に発注したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第46号 動産の取得についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第47号 浅川町立あさかわ図書館条例を定めることについてを議題にします。

これから質疑を行います。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ちょっと簡単に一点だけお伺いいたします。

というのは、この使用料、会議室、小会議室、4時間、会議室が4時間860円、小会議室が4時間640円、これについてですが、この会議室をもし障害者団体あるいは障害者本人たちのグループが使用する場合は、無料になるのか、減免になるのか、それとも、このままこの金額でいくのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

条例の第7条なんですけど、ただし書きで、町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる、こちらに該当するかと思われます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。



○5番（江田文男君） 減免は大変ありがたく思っております。

それで、この減免ということは、この金額、安くなるのか、それとも無料ということにはならないんですか。お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 減免ですので、最後には免除となることになると思われま  
す。〔「了解です」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この条例は、特別反対はしませんが、やはり図書館という形に独立するわけ  
ですから、できるならば、いわゆる司書というんですか、いわゆる図書館の専門司書を置くことが望ましいのか  
なというふうに思うんですが、この図書館という独立したものでありますので、その辺の考えと、今後、  
そういう形で司書を置く考えはないかどうかというのが一つであります。

それと、閲覧室そのものは、図面もらったんですけども、私ちょっと精査しなかったものですから、閲覧  
室の広さというのは一体どのぐらいになっているのかなど。この閲覧室はもちろん会議室ではありませんから  
使用料とかはないんだと思うんですが、例えば、子供たちが受験を前にして、あるいはテストを前にして、う  
ちでやるよりも効率的だ、あるいは図書館の参考書を見せてもらいながら勉強したい、こういうことになれば、  
一番、閲覧室を使って勉強することになると思います。そういうことがもちろん可能なのであると思いき  
れども、そういう意味でも、どのぐらいの面積で、その閲覧室はどのようなことに、この条例には特別あ  
りませんが、この目的に沿った形でやるということであれば、特別の制限はないと、こういうことに理  
解してよろしいのでありますか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、司書を置くことということなんです、これからスタッフになる方の募集をいたし  
ます。できれば司書を置きたいと思っております。今後、募集したいと思っております。

2点目の閲覧室、スペースなんです、図書館全体が本と閲覧スペースとなっております、その中で児童  
書の閲覧スペースもあります。約20畳、畳にすれば20畳なんです、そちらも使いますし、建物全体が閲覧で  
きる形になっております。前回、条例の説明のときもあつたんですが、会議室、大会議室とあるんですが、そ  
ちらのスペースも臨機応変に使いまして、子供たちが勉強できる場にできればいいと思っております。

以上です。

〔「議長、ちょっと」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） ただいまの学校教育課長の答弁の中で、司書を置くことについてあつたわけでござい  
ますけれども、図書館につきましては、何でもかんでも司書を置かなくちゃならないというものでもないというよ  
うなことでございますので、現時点では司書を置くかどうかということについてはまだ決定しておりませんの  
で、その辺ちょっと答弁を訂正させていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 課長からそういう答弁あって、私、ああやっぱり図書館独立してやるんだから、そういう構えでやるんだということで、非常にうれしかったんですけども、副町長から、今、そういうふうになりました。

ただ、しからばお尋ねしたいんですけども、やはりこういう独立した図書館をつくるということをつくったわけですから、そういうことを契機に、そういう専門家をやっぱり配置するという、そういう方法が望ましいし、今、私からすると当然かなと、こういうふうにするんですけども、そこら辺は、まだ検討中なんですか。特に、副町長からそういうことがありましたので、その辺ちょっと詳しく、できるだけ前向きにやっぱり採用するような方向にしてほしいなと、こう思うわけがあります。

と同時に、課長にお尋ねしたいんですけども、これ、大会議室もそういう、ときには特別な扱いをしないで、大会議室が使われていないということであれば、閲覧の子供たちが多くなって、例えば高校入試前に多くの子供たちが来て勉強すると、そういう勉強は長時間になると思うんです。そういう長時間にわたってやれるというふうに、この大会議室の利用も考えることができるということですか。それなら、なおいいなというふうに思ったんですが、その点について対応を確かめておきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 図書館ですので、司書がいれば望ましいとは思いますが、町全体の職員ということの中の考えでの中でのいろいろ、今後、町長が検討されることだと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 2点目ですが、そのように使いたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 副町長にお尋ねしたいんですけども、そうすると……、課長の答弁はわかりました。いわゆる図書館というふうに名前がつくと、私は、必然的にそういう司書を置く必然性が出てくるし、国や県も、今後図書館としての位置づけをする、そういう際には、交付税の対象の中にもそういう司書がいなければならないような、そういう法律になってはいないんですか。そして、それはやっぱり目指すべき方向だとは思いますが、その辺の絡みは、今、言われるように、町全体の職員の配置なりいろいろなことを考えて、今後検討していくんだと、こういうことなんです、国県との関係で義務化なり、そういうものは当然必要になってくるんじゃないんですか、ゆくゆくは。どうお思いでありますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 人事のことが絡みますので、私から答えたいと思います。

内部で図書館の人事調整しておりませんから、ですから課長がああいう答弁だった。そして、副町長は執行部の立場でこういう答弁。人事ですから、私が考えます。ただいまは未定であり、その検討中であります。

したがって、本質は、図書館になれば司書を置くことが前提になっておりますけれども、必ずしも司書がなくても図書館としては運営できますよということもありますので、ただ、私は、その前提に沿うようなものの

判断をこれからやっていきたいなということと、全職員の人事にかかわることですので、まだ検討しておりません。これからの話であります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今の町長の話からすると、課長の答弁も副町長の答弁も別に矛盾しないというふうには理解しました。わかりました。

それで、お尋ねしたいんですけども、先ほど、5番議員からも質問がありましたが、第7条のただし書きの適用、要するに使用料の減免で、減免の対象になる人は、障害者の方々を対象になるということなんです、一般的にどういう方々を対象にする考えなのかを伺いたいと思います。

それから、説明の中で、館長のほかに2名のスタッフを置きたいというふうに聞こえました。合計3名になるのかなというふうに思うんですが、3人だと多過ぎないかというふうに思うんです。何人くらいの利用があるというふうに見ているのか。あと正職員を配置するのかどうかというのもお聞きしたかったんですが、それは町長のこれは人事だからということなので、それは結構です。3人だと多過ぎないかなというふうに思うんですけども、どのように判断されているんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 3名というのは、やってみなきゃわからないんですが、今、希望に燃えてオープン、開館ということでやるわけです。

したがって、私は基本的には老若男女を問わず、まず幼保一体化施設があそこに開園をする。それは、お母さんやお父さん、おばあちゃん、おじいちゃんが孫を迎えに行ったりして、あいている時間の中で図書館を利用するというのと、今、5番議員からも言われたように、身障者の問題はどうかという、その最初から言っているように、健常者あるいは身障者も一緒に集える、ある意味では10番議員の言っている学習の場でもあったり、ときにはサロンの場でもあったり、町民がみんな等しく交流できる、そういう場所にも願いを込めてということでもあります。方法としては、

そういう中で、条例をつくるときには、やはり何かの会合に使うという場合の有料のいわゆる条例項目もないと困るといふのと、それに除外されるものもないと困るといふことであります。

基本的には、考えて、図書館の会場を有料で使う団体というのはどのぐらいあるのかなと。むしろ、いただくほうが私は余りないんじゃないかなと。ただ、思うんですが、条例にないと、それは万が一その条件に合ったときに取ることはできませんので、そういう条例も必要だと思っているんです。

だから、この例外規定をつくるように、どうしてもこの辺のものはもうやるはないわなというようなものがあれば、むしろオープンに貸し出し、利用してもらおうということがサロンとして、あるいはそういう物遣いの方法してある場合には、一番町民の皆さん方に喜んでいただいで使っていただけるのかなと、こういう思いであります。

なお、今、開館に向かって間がありますので、これ、基本の本当の骨格の条例ですから、その後の使用細則等は改めて検討していきたいなというように、使い勝手のいい使用料の方法を、あるいは使用の方法を考えていきたいなと思っています。

それから、人事、基本としてはやはりやってみないとあれですけども、よい状態でやるならば3名が必要かなという、これからの話だと申しましたが。基本的には頭の問題ですから、できればそういう形。ただ、正職員全てというわけには、今の職員の数の中では絶対いきません。

したがって、お手伝いをしていただくような立場の皆さんもあるいはお願いすることもあるということをおわせて、人数としては3人かなということで申し上げていただくものでございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、一点目の7条のただし書きの例外規定の使用料の減免については、基本的には、免除が基本で広く使ってもらおうという、これが基本だというふうに理解してよろしいですか。

あと、2点目の人の配置については、これからのことなので状況を見ながらいろいろ検討していつてみたいということで理解してよろしいでしょうか。

その2点を確認したいと思います。

それから、第10条で、「この条例に定めるもののほか」の「の」が1個抜けているので、これは追加、「の」の字を1個追加ということになりますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） そういうふうに理解していただいて結構でございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「議長、これ、きちんと訂正」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 訂正。

学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 大変失礼しました。

第10条につきまして、1文字追加したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお尋ねします。

まず第1点が、図書館の敷地は借地であるはずですが。この借地代は年間いかほどなのかについて。

それから、先ほど来お話出ています館長ほか2名で、これについてお話出ていました。この館長については、再任用職員を充てるとか、全く外部から充てるとか、それらのさまざまなことを考えておられると思うんですが、どういうふうなことで採用を想定しておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、ただいまの質疑の中で、職員2名、このうち1名ぐらいは司書の正式な資格を持った人を入れてはどうかという質問もありました。これについては、町長、人事のことだからというような答弁をされておりましたが、これについては、これからの採用ですので、新年度から始まる段階では、浅川町には現在、司書の資格を持った職員さんがいらっしゃるのでしょうか。その辺もひとつあわせてお答えください。もし、そういう資格を持っておられる方がおるのでしたら、極力やっぱりそういう知見を生かしていただくためにも、それらの人を充てるということも、当然考えていつていただきたい。それから、現在、そういう人がいないとす

るならば、今後、職員を採用する中で、こういった司書の仕事のできる人、そういう人を採用して充てていくべきではないかなど。司書で採ったら名前だけ司書で違うんじゃないかなという感じしますけれども、実際やっぱり図書の整理とか、どういう図書を入れるだとかどうだとかというのは、かなり専門的なそういう知識が必要なんだと思います。

それから3点目、この図書館がオープンすると、入館予定者を年間で何名ぐらいというふうに見込んでおられるのか、おおよその数字をお願いします。

それから、蔵書は、オープン時点でどれぐらいの蔵書を予定しておられるのか。

それと、その蔵書については、現在の公民館に図書館がございます。この中の書物全部は使いませんかというから、一部破棄、一部引き継いでいくということですが、この現在ある書物の中のどれぐらいの数を新しい図書館のほうに持ち込んで使っていくのか。

以上、1、2、3、4、5、5点ですか、これらについて簡単にご説明いただけます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 再度、人事の話出ましたが、私、募集するとか入れるとかやるとは申し上げておりませんので、これから、最初、答えたとおり、検討中であります。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

借地代につきましては、39万円です。

それと、図書館には2万5,000冊蔵書したいと思っております。

今現在、中央公民館図書室にストックが1万2,000冊あったものですから、あと残りは購入したいと思えます。分別して1万2,000冊残りました。それは生かしたいと思っております。

年間の入館者数なんですが、先ほど、9番議員からも質問あったんですが、1日30人から50人かなと見ておるんです。それで掛けていきますと、すみません、今の、年間の計算まだしていなかったんですが、その計算上の答えになるかと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの答弁の中で、町長が、人事のこともあるので今後検討するという答弁でございました。当然だと思います。

それで、今後検討して、新しく配置、採用する場合には、できるだけやっぱり専門職をつけるというような方向でお願いをしたいという話であります。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 最近、庁内の職員に資格ですね、司書の資格持っているのいるのかいないのかということですが、調べていませんが、多分いることはいると思うんです。ただ、いるからそっち側というと、なかなかそれは人事は難しいので、そういうことがあるという事実だけは間違いないのかなと思っておりますが、イコール、それが即そっち側というと、それまたいろんな配置の問題がありますので、検討の材料と言っ

たら失礼ですが、検討の項目にはなるのかなという、今、思います。また白紙で、全く白紙です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第47号 浅川町立あさかわ図書館条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第48号 浅川町定住・移住促進住宅管理条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 8点お尋ねをしたいと思います。

まず、第5条ですが、公募の例外として、町長が特に必要と認めるときは公募を行わないでいいという規定がありますが、どのようなケースを想定されているのか伺いたと思います。

2点目、6条の第1項2のこれを見ると、夫婦であることが要件のように見えますけれども、シングルマザーとかシングルファーザーとか子供さんが何人もいる、そういう方も、これは対象外だということになるのでしょうか。伺いたと思います。

それから、6条1項の4号、5年以上入居することが確約できる者というふうになっていますけれども、確約の方法はどのような方法で確約をとるのか。これに反した場合はどうするのか伺いたと思います。

次、6条の2項、ここにも例外規定がありますけれども、どのような場合を想定しているのか伺いたと思います。

次、第10条の1項、連帯保証人は何人を考えているのか。それから、この文言からは、もちろん町内在住者という要件が外れておりますので、この連帯保証人は町内の在住者じゃなくてもいいというふうなことで理解してよろしいのでしょうか。

次、13条の1項、別表、家賃3万円、これ、3万円と決めた根拠について伺いたと思います。

7点目、最低5年間は住んでもらいたいと、10年以上は毎年家賃を上げていって、なるべくなら出ていってほしいと、こういうふうなことなんですけれども、これはどういうふうなことを具体的にイメージをされてこういうふうな決め方にしたのか伺いたいと思います。

それから、最後8点目ですけれども、敷金の規定がありませんが、敷金は取らないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 8点ほどありますので、1点目からお答えしたいと思います。

まず初めに、第5条、公募の例外ということで、どのようなケースを想定するのかということですが、今年度当初募集をする場合には、募集要項等を提示して募集をしますけれども、この第2条に定義の中にもありますように、新規就農者等、希望者が発生した場合については公募の例外によって新規就農者の申し込みを受け付けるというふうな、そういったケースを想定しております。

次に、第6条の（2）、これについては、配偶者がともに40歳未満ということで、具体的にシングルマザーは対象外かということで、対象外というふうに考えております。

次に、4号の、定住・移住促進住宅に5年以上入居することを確約できる者であることということで、確約の方法につきましては、要項等で定める予定ですが、文書をもって署名をいただくという考えをしております。これに反した場合はどうするのかということで、確かにそういったケースも当然あるかと思っております。極端な例を申しますと、交通事故で夫婦の一方が死亡したという場合も、それ、5年以上入居しなきゃならないのかというふうになりますので、そういった極論的な例外規定もありますが、基本的にはそのような場合にはやむを得ない事情ということで、そういった件については、規則等のほうである程度は、今後、そういった事例を想定した部分を規則で定めたいというふうに考えております。

次に、第6条の2項については、先ほど言いましたように、新規就農者等、いろんな定住・移住促進を図る上での特殊な事情もあろうかと思っておりますが、そういった例外規定に対応するために、2項として条文を入れさせていただきました。

次に、第10条1項、連帯保証人、この連帯保証人は基本的に2名を連帯保証人で予定しております。町外でも可能かということで、他町村からの定住・移住を目的としておりますので、町内在住者の連帯保証人は現実的には不可能かというふうなことも考えていますので、この辺については、一定の収入、所得のある方については連帯保証人として認めていこうという方向で考えております。

次に、第13条1項、家賃についてですが、この根拠ですけれども、大きく2点ほどございます。まず1点については、町営住宅につきましては、収入額によって家賃が決定するというので、そちらは参考になりませんが、定住促進のみのわ団地につきましては、現在3万円から3万5,000円の家賃ということで、町内における公営住宅の家賃はそういった値段も参考に決めさせていただきました。

もう一点につきましては、一応数字上の算定をしております。これにつきましては、事業費が、正式に申し上げましたが9,110万円を見込んでおりますので、町の単独費で持ち出す分がおおむね補助対象を差し引いた2,000万円と町費の1,110万円合計の3,110万円が町の持ち出しですということでしたので、これは、木造住宅における耐用年数22年で見ますと、1戸当たり3万円の家賃、標準ですけれども、3万円の4戸建築します

ので、月12万円。年間にしますと144万円。これを耐用年数の22年で見ますと3,168万円ということで、今回、事業費として投じました9,110万円のうち町単独費分が3,110万円ですので、これを耐用年数の22年の町持ち出し分と同等の額が見込めるということで、国県補助金を除いた分で、その分を家賃として貸与していただくというふうなことで、数字的にはそのようなことで3万円というふうな家賃を算定をいたしました。

次に、家賃における増減の内容でございますけれども、5年以上、10年以降は増額、どのようなイメージかということで、この定住・移住促進住宅につきましては、あくまでも定住・移住が目的でございますので、この定住・移住促進住宅に長年住んでいただくという考えではございませんで、その次、目的としてあります、花火の里ニュータウン、この未分譲地について購入していただいて、将来的に定住・移住を花火の里ニュータウンにお願いできればということで、それらを考慮しまして5年以上は入居していただいて、10年以内までは家賃の定額の3万円と。10年を超える場合については、ここでお示ししたように月額5,000円ずつ割り増しになりますよということで、定住・移住を促進するための増減の内容というふうになっております。

以上です。

すみません、漏れました。敷金については、敷金はなしということで、あくまでも定住・移住促進のための目的ということで、敷金についてはいただかないという内容になってございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） よくわかりました。特に、家賃の決め方なんていうのは、なるほど、よく検討されているなというふうに感心するほどであります。

おおよそわかりましたが、若干幾つかお尋ねしたいと思います。

5年以上は住みますという確約に違反した場合にどうするのか。これ、やむを得ない事情でというのはあるとは思いますが、そうではなくて、特に、さしたる事情もないのに、例えば2年で出ていってしまうとか、3年で出ていってしまうとか、こういうようなケースについては、何か、私らの設置の当初の目的にも全然かなわないし、いいのかなというふうに思うんですけれども、そういう場合の、何ていうか、ペナルティーというのかな、ペナルティーとまで言ったら言い過ぎかもしれないんですけれども、そういうのは検討されるんですか。なかなか難しいとは思いますが伺いたいというふうに思います。

それから、7点目のイメージとしては、将来的には、5年以上住んでもらってニュータウンを買ってもらって、こういうふうに運んでいきたいなという思いはわかりました。ただ、あそこに長く安く住んでいて、ニュータウンの販売に結びつくかといったらば、私はそんな単純な話ではないというふうに思うんですけれども、それは、これからいろいろ検討していくということで、なるべくそちらに結びつけたいと、こういう考えで、執念を持って取り組むということで理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 5年以内の取り扱いについては内部でもってさまざまなケースをイメージして検討しました。今、話しされましたように、ペナルティーまで科すのかということですが、非常にちょっと取り扱いについては難しいかなというふうに考えます。あくまでも、町外からの定住・移住を希望する方において、申し込み時点でそういった定住・移住の意向を確認をしまして、基本的にはそのようなことがないような



誠意を持った対応での話し合いを進めさせていただいて、5年以内で、気が変わったので退去するということがないような、そういった方を選考するような方法が望ましいのかなということで、文言でこういうケースはどうかのというものは余り想定していませんので、申し込み時点で真摯な対応で希望に沿っていただけるように説明をする必要があるのかなというふうに思います。

2点目の、販売に結びつくのかということでございますけれども、事業の目的はそういった定住・移住ですので、過去の議会でもありましたように、今の販売価格等々いろいろ改善すべき点はあるかと思っておりますので、そのようなことも一つ一つ進めながら、将来に向けた定住・移住を図っていただけるように町のほうとしても努力をしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

[「いいです」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 第1点は、今回、建設、現在しておるわけでありますが、一般質問のときも答弁いただきましたが、そのときに、2区画1,000万円程度、擁壁と駐車場にかかっております。これが1カ所にすれば500万円ですか、程度のこの工事費は、土地代として継続的に見ていくのか、それともこの建物と一体の物のようですので、この建物の資産の中に繰り入れていくのか、将来的にどのような処理の仕方になるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、定住・移住ということで、公募者の対象は町外の方に限定されております。それで、第4条の公募の方法が掲載されておまして、（1）町の広報紙、2つ目に町のホームページ、3、その他という3つが掲げられておりますが、この3つで本当に町外からの定住・移住の公募者を募集できるのか。この辺の見通しについてお聞きしておきたいと思っております。

それから、3点目には、当然、担当課ではその辺も含めて、建設水道課というよりもこれを企画立案した総務課さんが中心なのかと思っておりますけれども、現在の町内におけるアパート等、要するに貸し付け住宅、これらの供給と貸借の供給バランス、現在どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

以上、3点についてお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず1点目の建設にかかわる建物と分譲地の取り扱いの管理、資産の管理かと思っております。土地については、従来どおり宅地造成事業特別会計の分譲地という取り扱いになろうと思っております。建物については、一般会計予算で建築してございますので、資産の管理については、一般会計での資産の管理というふうな取り扱いに会計上なるものというふうに判断します。

それで、町外からの、第4条の募集の方法ですが、条例では（1）から（3）まで3つということで、本当にこれだけで十分なのかということで、これだけではなかなか町外ですので周知は図れないものというふうに考えております。（3）にその他と入れてあるものが、提案理由時にも説明しましたが、具体的に、パンフレットを作成しまして、新白河駅とか、そういった近隣の町村も含め具体的に広報活動、募集、そういったものを

今後予定をしまして、それで募集を実施していきたいというふうに考えております。まだ具体的に、どこでどういう形でということまでは考えておりませんが、少なくともそういった町外での募集活動は実施をするという考えでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 町内のアパートの状況でございますけれども、民間のアパートなものですから、私のほうでは特別把握はしておりませんが、アパートのほうの新築なんかもありますので、需要についてはある程度あるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 第1点目の現在新築中のところの宅造についてですが、これは要するに宅造会計のほうの宅地に今度1,000万円の造成費が加わったわけですね、その駐車場のところのL型擁壁、ここの辺の部分の取り扱いがどうされるんですか、どうなるんですかという質問でございますので、その点をお願いいたします。

それから、第4条の公募の方法についてであります。ホームページ、広報紙、それからその他のパンフレットの配布ですか、町外での。ということになりますと、具体的な行動としてはパンフレットの町外での配布なのかなんていう気もします。ただ、こうしたやっぱり事業を組むときに、実際に建設するには業者に頼めばできますから、建設したその後、どのようにして公募するか等についても十分精査をして、そしてやっぱり取り組んでほしい。できちゃってから、これからそれを具体的にどうしていくか、これから考えていきたいみたいな、そういうのはちょっといかがかなというふうに思います。この点はやっぱり指摘しておきたいと思えます。

それから、3つ目の町内の住宅事情についてであります。結局、町が把握していない。要するに把握していないんですね。こういうことだと、これからの町の住宅政策やなんかについて非常に方向性が見出せない。全然町民から要望も何もないのに公営住宅をつくっていくとか、それから、町民からそういう要望があるのにそういうものをやらないとか、こういう問題が出てくると思うんです。これ、やっぱりきちんと現状を把握し、そしてやっぱり計画するなり予算化するなりやっぱりしなければならぬと思うんです。

それで、一般質問のときの答弁漏れてましたけれども、今度の今やっている試行運行の問題なんです。200人のニーズ調査したと。200人ニーズ調査してどういう結果だったのかという私の質問に対する、それは答え出ていなかったんですね。これ踏まえまして、何のために調査するのか、調査がなぜ必要なのかということをもうちょっとしっかりと考えてほしい。それで、これについては総務で把握していないということで、ついでですので、この200人の高齢者のニーズ調査のことについてちょっと参考までにお答えください。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） ちょっと、今、ご質問あったL型擁壁、これについての資産がどういうふうになるのかというふうなこと……

〔「議長、ちょっと補足質問します」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 田中君。

○8番（田中重忠君） 私がお聞きしたのは、今度1,000万円新たに区画に費用がかかりますよね。今後の宅造についてはその500万円、500万円を乗っけてあの地代ということで処理されるのか、それとも、あれは建物の付随物として、その500万円を付随していくのか。その処理はどうされるんですかという。わかりませんか、まだ。

今度、新たに500万円の金かけたわけだから。

○建設水道課長（江田豊寿君） 1,110万円はもう発注済みの工事の内容には入っています。

○8番（田中重忠君） 幾ら。

○建設水道課長（江田豊寿君） 1,000万円程度の……

〔「議長が整理しな」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 今、ちょっと待って。

○8番（田中重忠君） 質問の趣旨わからないと言うんだから、答弁が食い違っていると違うんだから。

○建設水道課長（江田豊寿君） 1,100万円につきましては、発注されて今の建築とL型工事とは一体で発注になっています。

○8番（田中重忠君） そうすると、建物のほうに一体化して入っているというふうに解釈してよろしいんですね。

○建設水道課長（江田豊寿君） そうです。

○8番（田中重忠君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） あと、総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 巡回バスの件でございますけれども、金曜日の一般質問のほうでもお答えはしたかと思うんですけれども、200人の方々に無作為で調査を、アンケートをお願いしました。有効回答が約72%ということでございました。その中では、時間帯の調査などもしております。時間帯については、一番多かったのが朝の10時、さらには9時台、これが多かったということで、今回、そのような形で行ったわけでございました。また、午後の運行につきましては、15時、16時、これらが多かったんですけれども、やはり間があいてしまったということで、12月からは1時間ほど早めて2時台等にしたところでございます。また、運行本数についても、1日2本が一番多かったアンケートがあったものですから、それらを参考にさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ここに来てあの宅地の販売を促進するという、そういう目的については、私も賛成するものでありますが、町長自身も考えているように、これらによっていちいちそういうのがつながるということにはならないもののように、今すぐ考えられるというふうにはなっていないと私も思うんですが、ただ、そういう起爆剤としての役割を果たしつつという意味で、いろいろな状況は生まれるのかなと、こういうふうと思うんですが、ただ、そこに住んで、その人たちが買ってもらうという、そういうものもそうありますが、

私は、若者があの団地を、子供さんを連れてやっぱり買おうと、こういうことであれば、こういう価格を災害の方の被災者に販売するという、そのぐらいの価格の、団地の促進のための価格の牽引というか、そういうものやってもらうのかなど。これを企画して、これをやって、若い人も入ってきた。さらに、直接この団地の販売の促進をするという点で、子育て支援も含めて価格の2分の1、半分で購入できる、例えば、それは人数が何人とかいろいろある。条件は検討すると思うんです。あの団地は、町長もわかるとおり、あの価格ではもう売れないですよ。ですから、そういう子育て支援を含めた思い切った価格の減免というんですか、こういうことも今後、検討してはどうかと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今度の定住促進の住宅の建設についても、以前と滝ノ台に住んでいらっしゃる皆さん方の考え方が、特別の問題なくして、全員本当に温かく協力をしていただいていたいました。

したがって、以前のような強硬な考え方とは時代の変化とともに、地域の住民の皆さん方も、このままでは大変だなという思いが個々にあるんだろうと思います。

したがって、この定住促進住宅に4戸の町外から居住をしていただいて、安心して生活できる環境が整っていけば、もしや各町村、どこも今、やっていますから、定住促進の住宅建設は。そういうものと比較しても浅川はいいところだよということがあって、もし、これがこれからの今、募集の問題ではどうなんだという指摘もありましたが、そういうものも踏まえて、もしこれが本当に好評ならば、次の一定のひとつスタートにもなるなと思っています。

したがって、その宅地の値引き等については、公にはこれなかなか、ああそうですか、はいきたわかったというわけにはいきませんが、やはり、長い年月の中では状況も変わりますので、変わると、一番大切なのは私のほうじゃなくて、あの地区に以前工事された価格で購入された皆さん方の心情が最大の問題であって、これらの社会状況に合わされた、そういう協力体制ができるよう、いつでもそういう方向にやはり向かわざるを得ないのかなと、塩漬けはどんなものかなということだと思うので、本当に真剣に方向づけを検討してまいりたいなというふうには思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の言わんとするところは、私なりに解釈しますと、そういうことも含めてやっぱり今住んでいる人たちのそういう考え方もそういうふうに変ってきて、今度も賛成してくれたと、こういうふうな話でありまして、やっぱりこういう年月の中で、今、町長言うように、町が本当にこの販売のために苦慮しているんだと。しかも、何としてもということで、そういうさまざまな、子育て支援なんかとも組み合わせたり、あるいは、一定の大幅な軽減をすると、価格を安くすると、こういうことも具体的に、町長が言われるように、庁内でも進めていって、そして、やっぱりあの値段ではもう、先ほどから繰り返すようですけども、売れないと思います。第2弾を、第2弾というか、そういう方向で町長も今後いろいろ検討したいということでありますので、了としますけれども、具体的にやっぱりそういうものに向かって、この住宅が完成すると同時に新たな局面を切り開いてほしいと思うわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第48号 浅川町定住・移住促進住宅管理条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第49号 浅川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 2点ほどお尋ねします。

この個人情報保護条例の一部改正をする目的、それから理由についてお聞きしたいと思います。

それからもう一点は、今度のこの一部改正によって、この個人情報保護条例のどこがどのように変わるのか、変化があるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） これにつきましては、国のほうの法律が変わりました。それによりまして、要配慮個人情報としまして、人種、信条、社会的身分等について不利益が生じないように、今回改正を行ったものでございます。

なお、今回、これを改正することによってでございますけれども、現在、町が行う事務実施に関しまして、個人情報の提供に関する条例を定めておりません。その条例を定めれば、これらの個人情報を利用できるということでございますけれども、現在のところ、個人情報の提供に関する条例は定めておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第49号 浅川町個人情報保護条例の一部改正についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第50号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第50号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第51号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 本条例の改正の理由とそれから根拠、何を根拠にして改正するのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それから、これは期末手当の引き上げだと思うんです。つい先日、期末手当、私のほうにもいただきました。町長もいただいたはずで。それで、これ、この改正後、この改正によって平成29年12月、今回、それから30年6月分は従来までと比べて幾らぐらい金額で変わったのか。これについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 今回、改正の理由でございますけれども、これにつきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正がございます。これによりまして、例えば内閣総理大臣、国务大臣、国会議員等、それらの期末手当が改正になっております。それに合わせ、県が今回改正するというところでございますので、町のほうでも改正のほうの提案をしたところでございます。

期末手当の額でございますけれども、今回、6月に既に支給していることから、今回12月については0.05カ月分が上乗せになります。さらには、来年度については、それらを2つに分けるということで、6月、12月とも0.025カ月分が上乗せになるということで、大変申しわけございません、金額についてはおの計算しておりませんでしたので、金額のほうについては後ほど計算をしていただければというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、あれですか、町の職員さんも含め、町の給与とかそれからこういう手当、これらの引き上げについては、私の知る範囲内では、その各自治体が条例等をつくって、そして定めていくということだったと思うのであります、それは勘違いでなければ。だとすれば、今回のやつは、県が改正したのに合わせて町もそれと同じような改正をしたと、こういうことなんでしょうか。

それから、……、そうなんでしょうか。その辺について。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 確かに、議員おっしゃるとおり、各自治体が条例を決めまして、率等を定めるものがございます。ただ、例年、県が引き上げた場合については町もそれに倣って引き上げ、改正をしているというところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これは、だから、各自治体がそれぞれ判断するということでありますれば、職員さんなんかの場合は別として、我々議員とか町長は、今、引き上げる必要があるのかなというふうに思うんですが、これは今までもずっとこうやって上げてきた。一時期、恐らく上げないときもあったと思います。これはあくまでも県やなんかと合わせて町が提案したと、こういう理解でよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） そのとおりで、県に合わせて今回も引き上げのほうの条例改正を行ったところでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） お尋ねしたいんですけども、やはりこの議会議員の報酬はどうあるべきか、幾らが適当なのかと、これは非常に論の分かれるところでありまして難しいのでありますが、ただ、今、働く人々の実質賃金がずっと続けて3年も下がっているという現状や、財務局当局などには財政当局あるいは大蔵省なんかでは、わずかながら景気が上向いていると、こういうふうな判断をずっと続けてきているんです。しかし、実際、働く人々の実質賃金の値下がり、これは国も認めているところではありますが、いろいろな形で自制するために努力をしているんだと思うんですけども、やっぱりそういう中で、この議会議員の報酬を上げるというのはいかがなものかと。

町民の方に聞いても、いや、そのとおりだと、上げるべきだと、県も上げるんだから、国も上げるんだから、人事院の勧告もあるんだから上げるべきだと、こういう人は、私、一人として、そういう賛成というか、賛成だというような方は、私、10人ぐらいの人に、わざとという言い方はないんですけども、こういうのはどういふふうに考えますかというふうなことで、新聞配達のときに聞いたんですが、いや、何も職業をやらないで、専門的に議員の職に全う、何て言うんですか、それ専門だというようなことの議員がいればそれは安いだらうと、20万円、21万円、こういう金額では食っていけないだらう、確かに。しかし、大筋としては、大体は、町村の議会の議員は、兼職が90%ぐらいになっているんだと思うんです。だから、そういうことを考えると、やっぱり今の段階で値上げをするべきではないのかなと、こういうふう思うんです。

ですから、この町民感情、町民の考え方、これが私は基本であろうと思うんです。8番議員が言われましたけれども、これは、この議会が決めれば、反対すれば、あるいは、そうすればこれは実施されないということで、前の議会でも、昨年の議会でも、町長は、皆さんが決めることであって、皆さんに委ねているんですからというふうなことを町長も説明しております。ですから、私は、そういう意味で、この景気、この町民感情、こういうものを考えれば、やるべきでないと思うんですけども、その辺はどういふふうに、町長、お考えでありますか。提案者のお考え。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 50号、51号、議会議員の議員報酬の条例改正でありますから、これ、私も口出しどうこうないですね。議員の皆さん方の判断で、やるかやらないかは皆さんで判断してもらって、できたものはそれを守るということになるんだと思うんです。これは皆さんが決めることできる。

それから、この次に出てくる町長等については、私のことは私決められないんだ、これ。これも皆さんに決めてもらうしかない、こういう仕組みになっていますから、どうぞ、皆さんでいい判断をしていただきたいと思っています。

〔「いやいや」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 提案者ですから、決められないのは確かに、決めるのは議会の多数決だと思うんです。ただ、提案者ですから、やっぱり提案するには賛成して成立させてもらいたいという、そういうものがあって提案したんでしょう。端的に、今の町民感情や町民の働く人の実質賃金が下がっていると。大企業は大儲け



ですね。トヨタとか大企業はもう何兆円も積み立てしているほど。しかし、やっぱり働く人々のところにはきちんとその配分がなされていないんですよ、現状の日本は。だから、そういう点で、浅川町のこういう町民の状況を考えればということをお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私は、今、言われているように、提案者ですから、提案したものはやはり可決して成立させていただきたいのが本当の願いです。それは、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔「いやいや、その後半の」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） それはわかりました。

その後半の、いわゆる町民の感情や町民のそういう働く人々の置かれている状況、こういうものを考えれば、ほかの町村はいろいろあるとしても、この浅川町ではやっぱりどうかなどというふうに私どもは考えているんですよ。町長は、そういう点でどういうふうに考えているのかということですよ。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 質問が行ったり来たりして難しく判断できなかったんですが、私は、ちょっと余計なこと、今、全国町村議会あるいは特別職等の賃金が、あるいは、村の名前は控えますが、いわゆる議員報酬が安いのために、極端に安いということの表現ですが、なり手がいない。議員が無競争でそろそろなまだしも欠員にさえなってしまうということがあって、これは、町村議会の議員の処遇がまずいんじゃないかということで、いわゆる報酬を値上げするとか、あるいは兼職でもできるように、もう日常の本会議等をやめて、夜間、休日に限られた時間で議会、本会議等も開くという町村も出たりして、ただ、夜限られた2時間や3時間の中で本当に責任ある町の執行に対するチェックができるのかとか、いろんな町民、村民の批判もあるにせよ、全体としてそういう形になっているんです。そして、今、私たちがきのう、きょうあたりから、もと6年前に廃止になった議員年金が今度は新たな、全国議長会とかあるいは市長会から復活を願い出ているということで、今度は議員年金じゃなくて、議員の職も町の職員の対応として厚生年金に移行をして、そして議員年金の復活をやって、議員としての身分保障をやってはどうかというところまで、全国レベル、私の町だけじゃなくて、全国レベルでそういう議論が進んでいるということもあります。

したがって、私は、国・県からこの特別職の報酬の引き上げの流れを、私どもの町だけ、そんなことやらないからというわけには、これは全く、町政の執行者として不適格ですから、これは私はそういう流れの中で提案をしたいというふうに思っていますし、町民の皆さん方が、全てみんな平等というわけにはいきません。それに、ご承知のように、水道料も国保税も幾ら納めたくても納められないという、そういう環境の方もいらっしゃる。そういう方から見れば、何で議員の報酬上げるんだよと、私だってそういう立場なら言うかもわかりません。しかし、それは全体の意見とはなくして、むしろ、本当に良識ある町民の皆さんであれば、出すものは出すという、支払うものは支払うと、もらえるものは与えると、しかし、その分しっかりやれよということのほうが、私は意見として多いのではないのかなと思っていますので、経済は波がありますし、所得にも波がありますし、個人差もあります。それを全部総合して捉えた結果の中では何だということ、私は、やはり私の町としては、今回の条例改正は、提案するからには全体を判断してお認めをいただいても、町民の皆さんか

ら特別大きな批判は出ないのではないかなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 昨年の12月の議会で5番議員さんも反対しまして、いろいろな論議もありましたけれども、私は、この、町長が、今、言われるようなそういう側面も、確かに今出ているのは確かです。しかし、この状況、町民の暮らしの状況や、先ほど言ったように実質賃金が3年も引き続き下がっているという、こういう現実、そういうものを考えれば、この条例のようにわずかではあるけれども期末手当を引き上げると、こういうことについては反対するものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） まず、この議会議員の報酬、議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、私はまず賛成いたします。

というのは、ここ数年、サラリーマンやパート、アルバイトの賃金は時給の単価がまず上がっております。そしてまた、全国的に、議員報酬、期末手当及び費用弁償は恐らくどこの自治体議員もほとんど賛成すると思います。町村民からは被害や苦情が出ないように、一生懸命自分の仕事を、議員としての役目を果たしていれば、被害や苦情は出ないと思います。また、若手議員が、今、議員になる人がいない。というのは、皆さんが前から言っているように、報酬が安いから、期末手当が安いから、期末手当が出ないから、議員の魅力がないから、そして、議員では食べていけないということで、若い人たちが議員のなり手がありません。だから、少しでも議員報酬、期末手当を上げて、若い世代に魅力のある議員報酬にしなければならないと思っております。

私は、この一部改正は何ら問題なく賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私は、この議案第51号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回のこの期末手当の引き上げについては、先ほど、質疑でも申し上げましたが、結局、職員の給与引き上げ、それから勤勉手当の引き上げ、それらに伴って、それらに便乗して、そして私たち議員も上げると、こういうことであります。私たち議会議員は、これまで、ずっとそういうことで出てきたものについて、賛成、反対、その都度繰り返してきておりましたが、時としてこれを辞退したこともございます。さらには、今、だんだん大変になってきているとか、それだけのことをやればというふうに言っておりますが、納税者、町民の方々から見て、私たち議員が本当に町政進展のため、町発展のために、そして町民の皆さんのために真剣にな

って働いているという、そういう評価を本当にいただいているのでしょうか。この辺について、まず私は真摯に重く受けとめます。

それで、この議員、一番多い時には浅川町議会議員は22名いました。18名から16名になって、現在12名です。これは、人口がどんどん減っておるからであります。できるだけ行政は小さく、行政経費を少なく、そして住民の皆さんに対する行政サービスを大きくしていく。このことが私たちに与えられた使命であります。私たち議員がそうした自分たちの報酬を、先ほど町長おっしゃいましたけれども、町長は、職務上この議案を提案したということでもあります。しかし、これについて私どもが何の疑問も感じずにそれにもろ手を挙げて賛成して、そして手当を引き上げてもらう。こういうことはそろそろやめられたほうがいい。そういう時代になってきていると、そういうふうに私は感じております。

以上の理由から、本案については反対を申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 議案第51号、本議案に賛成の立場で申し上げます。

この条例の改正につきましては、いろんな感情も出ていると思います。我々議員も職務期間とすれば、一生懸命努力する考えでございますので、だから、報酬の引き上げは妥当であるというような感じになる。私はこの意味合いで、賛成の立場で申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第51号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第52号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず、この町長の給与の引き上げの理由についてご説明いただきます。

それから、期末手当の引き上げ額、12月分、6月分、それぞれ差額は幾らか。

以上、お聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず、1点目の理由でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正になりました。それによって、国が法律を改正する、また、県が県議会のほうに報酬の改正を提出したということで、私のほうも今回は提出をしたところでございます。

あと、期末手当の額でございますけれども、すみません、おのおので出してなかったものですから、今回は、先ほどの議員と同じように0.05カ月分が12月では加わります。来年の6月、12月には、それを2分割しました0.025ずつとなるところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） お聞きしたんですが、国の法律がなくなると、県のほうの改正したと、町が、町は何を根拠に今回の引き上げの提案を行っているかということについて聞いたわけです。町が根拠にしているのは何ですか。

それから、その引き上げ額について、差額ですか、差額幾らですかということをお聞きしましたが、これについては資料が準備していないということでありまして、こうしたやっぱり事案を提出されるときには、その程度の、幾ら、今度は改正した結果、幾ら違ったのかということについては、きちっとやっぱり説明できるように準備をしていただきたいと思います。

以上、2点について。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど申し上げたとおり、これにつきましては、国が特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を提出しました。県のほうも、県議会に対して手当の引き上げを出したということで、町もそれにあわせて提出をしたところでございます。

あと、特別職の差額でございますけれども、すみません、ちょっと私のほうの手元に資料あるのが、予算書上でいくと2款1項1目の一般管理費の中の期末手当ということで、特別職、これにつきましては町長と副町長合算になっておりますので、町長の部分に関して幾らというのは、今のところちょっとお答えできません。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 国の法律が一部改正になって、県も一部改正になった。町が根拠にしたのは何なんですかということ。それについて、もうちょっとわかりやすく教えてください。

それから、町長と副町長が合算しているからわからないというのは、合算した金額で幾ら違うんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 根拠でございますけれども、従前は、従前どおり、国が改正になる、県が改正する場合については、町も同じような改正をしておりましたので、今回提案をしたというところでございます。

また、差額の合算でございますけれども、町長、副町長合わせまして、期末手当については7万8,000円増を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず最初に、反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 議会議員の議員報酬、期末手当と同じ理由でありますので、同じ理由で反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について、まず賛成いたします。

町長の給与、議員報酬、期末手当、上げるのも全く先ほどと同じく思っております。

私は、日本全国の町長の給与等はカットせず満額もらって、より一生懸命、市町村のために町民のために働けば、議員の賛成討論と同じく批判や苦情は出ないと思っております。また、ここ数年は、サラリーマンやパート、アルバイトの賃金や時給単価も急速に上がっております。

よって、この一部改正は何ら問題なく賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

この討論については、議会議員の反対討論とほぼ同じでございます。

議員のほうは定数が、先ほど申しあげましたように変わってきています。ところが、町長はずっと何十年間も1人なんです。その間に、人口は刻一刻減っております。人口がこれだけ減っている中において、町長の給与が今までの水準と同じというのは、これはやっぱりちょっとおかしいと。ということは、町長給与分に対する町民の負担の額が年々ふえている、ふえてくると、こういうことになると思います。やはり、浅川町の町政に見合ったような、浅川町の経済状況に見合ったものに、やっぱり町長の給与もすべきだと思います。

それで、先ほど来から、国が改正し、県が改正し、それに準じて浅川町も改正するというところでございます。

が、じゃ、国、県、町が以前の根拠にした数字とどれぐらい変わったのかということについては、私たち議員は資料がないので何もわかりません。ですから、この論法でいきますと、県が変わったから、国が変わったからという理由でどのように提案されても、私どもはそれを正しく評価できる立場にはないわけであります。

いずれにしても、現在の浅川町の町政の中で、議員や町長が手当や給与を引き上げる、そうした状況は全くないというふうには私は感じておりますので、反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 議案第52号に賛成の立場で申し上げます。

これは、51号で申し上げた内容と同じ理由であります。議員の期末手当引き上げ等と同じ理由で、この52号議案の一部条例改正について、賛成の立場で申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第52号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第53号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第53号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第54号 浅川町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回の改正で、課税免除の特例が廃止されるわけでありますけれども、この廃止の背景についてご説明いただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 廃止の背景につきましては、新しく制定されました地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長発展の基盤強化に関する法律というものが、名称が変わって内容強化されて制定されました。その中に取り込まれたものがありまして、そのために、今まであった法律が廃止になったものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第54号 浅川町税特別措置条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第55号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 以下の観点で、2点ほどお伺いいたします。

まず、12ページです。12ページの7節の賃金、指導員の賃金ですが、これ前回募集したときは、指導員が集まらなかったということだったんです。それで、今回指導員が集まってこのような賃金になったのか、あるいは、指導員が集まらなくても、この118万2,000円を今の人数の方々に賃金を上げるのか、まずお伺いいたします。

あと、もう一点は、14節の防犯カメラ賃借料、これ今回初めてだと思うんです、この防犯カメラ。これ幼保一体化の施設のどこについているのか、それで、なぜこのような防犯カメラを設置したのかお伺いいたします。

あと、もう一点、16ページ、16ページの学校管理費、それで修繕料について、これプールろ過で136万5,000円だそうですよ。それに関連して、プールの飛び込みの後ろに、波トタン、白い波トタンが縦に十何枚張ってあるんです。それが、あの駅のほうから見ると、物すごくもうかびているんです、恐らくカビだと思うんです。その白い波トタンがかびているんです。そして、また波トタンだから、割れているのがあります。それで、駅のほうから見ると見苦しいし、まして飛び込みですから、よく飛び込みのほうから写真も撮られますから、もしよければ、これきょうでも確認して修理していただければと思いますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

1点目でございますが、指導員の賃金でございます。指導員の数については、これまでずっと足りない、不足だということで申し上げておりましたが、長期休業中分については、何とか代替の指導員さんが1名ないし2名を確保できたところであります。また、里白石の児童クラブについても、1名で見えておりましたが、長期休業中については2人体制が整ったところでございます。また、ことし11月から、常勤の指導員が1名確保できたことでございますので、その方々に対する指導員の賃金を補正するものでございます。

それから、2点目の防犯カメラにつきましては、今年度、幼保一体施設あさかわこども園が引き渡しを受けた後、その管理について、無人で管理しなければなりませんので、防犯カメラについては録画機能もございまして、建物の警備とあわせて防犯カメラを賃借するものでございまして、防犯カメラについては、施設内8台を予定してございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） それでは、3点目につきましてご答弁いたします。

浅川小学校の修繕料なんです、3点ありまして、3点で合計で136万5,000円となります。今ほどのプールのろ過機の装置の交換なんです、その金額につきましては81万4,000円となります。それと、議員さんご指摘の飛び込み台の裏の波トタンですが、本日早速確認したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 今、教育課の課長の答弁はわかりました。

この賃金、以前、指導員の賃金は安いということで集まらなかったということなんです。それで、今現在いる指導員の賃金はアップするのかわからないのか、まずその1点をお伺いします。

あと、防犯カメラ、これ1台につき3万9,000円なんです。それとも、この8台で3万9,000円なのか、お



伺いたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 指導員の賃金につきましては、なお今後、検討材料かと考えております。

それから、防犯カメラの賃借料でありまして、借りるお金を2月分計上したところであります。8台分、8台を2カ月分賃借するというので計上したものでございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） この指導員の賃金、前回も言ったように、賃金が確かに、あれだけの人数要るし大変だと思うんです。やっぱり今のどこのアルバイトでも賃金は上がっています。本当にここ数年上がっています。それと、やっぱりあの指導員のことを考えれば、賃金が絶対に上げなくちゃいけないと思いますが、ぜひ上げていただきたいと思います。最後にそこだけ伺いたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 県内の最低賃金も改定になって上がっています。それらをひとつ参考にして、それよりも低いという場合には、それをつくか上がるかぐらいの検討を、全体を見渡してやりたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 一番最後のところに、山白石の広域農道、この通行どめが非常に長い中、公共土木災害の選択を目指しているというか、そういう工事でやるわけです。やむを得ないのかなと思うんですが、非常にその通行どめが長いんです、期間が。あれ以上崩れないような片側、あの道路の下に土のうでも積んで片側を通行できるような、そういう方法というのはできないのでしょうか。もう間もなく工事発注になると思うんですが、これからのことも考えれば、あそこはやっぱり基幹道路なんです。ですから、その手前に農道のような、農道でしょうけれども砂利道がありますけれども、あそこへ行つとんぼ返りするような状況もあるんです。手元にありますけれども、その早くそういう応急処置をして、片側だけでも通行できるような処置は、今後のこういう事業の中でできないのかどうか。そして、これはいつ入札になるのでしょうか。通行が解除されるのはいつごろの見通しなのでありますか、この点をお伺いしたいと思います。

それから、大水による水害がいろいろ出て、この浅川町の農政課あるいは建設課の段階の中で、いろいろ箇所が細かく応急処置も含めてやっていると思うんですが、その箇所等について、あるいは詳細等についてご説明をいただければと思います。

その中で、もう一つは、橋上沢の地域に、このやっぱり何か所か補強なり、大きな被害でないので取り上げられない箇所があるんですけども、そういう箇所については把握して、どういうふうにお考えなのかをお伺いしたいんです。それは、場所については、いわゆる何というんですか、橋上沢の地藏様というんですか、あそこに上っていく下に、私見ていたところでは下に1カ所、上に2カ所程度該当しないところがあるんですけども、その辺のことについては把握しているのでしょうか。もしあれだとすれば、現地を見て、何らかの対策を講じていただけないのかどうかということでもあります。

それから、防犯カメラの件が5番議員から出まして、私もこれ幼保のそういう施設のところに8カ所あるということを知りまして、8台、これはどこから借りるんですか。そして、これらの運用についてはどう

いうふうに、誰が責任を持ってやるんですか。それと同時に、この幼保の施設だけでなく、浅川町の公共の施設や箇所に防犯カメラはもっとあるんですか。そうすれば、そのそういうものの管理、運用、こういうものは総務課なら総務課だと思っておりますが、その辺もお伺いしたいと思います。

それと、図書館の物品購入ということで、備品購入ということで177万3,000円です。どういう備品を購入するのかというふうに思いますので、その点もお伺いしたいと思います。

最後に、これは補正予算の中にもあるように、この議長や議員や特別職や一般職、こういう方々の期末手当や職員の給与の引き上げ、こういうものが含まれています。そこで、先ほどからアルバイトや臨時の給与も大幅にアップしたんだと、こういう状況があるんだという論が出ました。私は、私の認識では、求人広告なんか毎週日曜日だと思いますが、3枚ほど出るんですけども、そんなに臨時とか嘱託とか、あるいは何というんですか、人材派遣のそういう給与は大幅に引き上がったという感じは一つも持っていないんですけども、ちなみに最低賃金というのは、どんな職業であろうと県の最低賃金は七百幾らかと思うんですけども、例えば780円としても、8時間やって五千何がしでしょう。まあ、6,000円ぐらいですか。こういう、まさにワーキングプアですよ。こういう状況がこの今の日本では許されているという状況でありまして、この浅川町でも、いわゆる嘱託や臨時の不正規な職員、こういう方々にもこういう手当を引き上げたり、一般職の給与を引き上げたり、これと同時にそれらに準ずる改善、引き上げ、待遇改善、こういうものをやっぱりやるべきだろうというふうに思います。当局は、有給休暇とかいろいろ毎年改善はしているんだということですが、それらについてどうお考えなのかお伺いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私からは、2つだけ答えます。

1つは、山白石の広域農道の崩落の件ですが、もう少し待っていただきたいと思います。あれだけの高い土手が崩れて、下見るのが恐ろしいほど深いわけですし、また、脇上のほうにはクラック、亀裂が入っていますので、片側通行などとやって、万が一車が入って事故でもあってはとんでもない話ですから、当分、災害の補助事業の確定して完全にできるまでは、不便ではありますが通行どめはやむを得ないし、我慢をしていただかざるを得ないと思っています。

それから、今の賃金の問題ですが、5番議員にも答えましたが、最低賃金のその問題の改定もありましたが、新聞広告のチラシ等の賃金は、私はそれは企業がやることであって、いろんな問題が絡んでいますから、それを基本にしてやるというわけにはいきませんが、少なくとも私の町の職員の臨時、対応は臨時職員に限るんだと思うんですが、これ最低賃金とあわせて高いのか低いのか、これ低い場合にはどうするか、少しこれも真剣に考えて対応をしたいというふうに思っています。

その他は担当課長より答えます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず初めに、1点目の町道における通行どめの件ですが、今現在の災害の進捗状況ですが、今月の26日に査定を受けまして、予定ですが1月中には工事を発注したいという考えであります。また、工期的にも、農作業と通行どめを早く解除し、交通の利便性を確保するというので、年度内の完成を

目指して進めている予定でございます、今まさに積算等をやっていますので、現時点でのスケジュールはそのようなスケジュールで、4月以降には開通できるような、そういう方向で進めたいというふうに考えております。

また、今、町長答弁にありましたように、片側通行は、災害ですので応急工事という手法もありますけれども、高さもありますし安全が確保できませんので、しばらくの間は町長答弁のとおり通行どめにさせていただきたいというふうに考えております。

また、それ以外の橋上沢地内の被災箇所というか崩れた箇所なんです、今、話された箇所2カ所については、現地を確認して把握はしております。河川自体に洗掘状況はございませんで、河川から上流部ののり面、こういった個人的に盛り土した分とか、雨水がのり面を排水処理されてということがありまして、現地は確認しております。そういった関係上、災害としての対象ではないというふうなことで、区長さんとも確認をしております。

それ以外の件についても、今回の大雨によつての補修関係ですが、路肩の補修2カ所、のり面の崩壊1カ所、河川堤防の崩壊1カ所と、4カ所については予備費を充当させていただきまして、単独工事で実施をしております。

また、今回は補正で上げている単独費についても、橋上沢地内ののり面崩壊箇所が被災後に連絡等ありましたので、12月補正で1カ所を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） こども園の防犯カメラの件でございますが、施設内にモニターを設置しまして、それで管理運用することとなっております。モニターについては、常時見ているわけにはいきませんので、録画機能を持たせてございます。録画については、1日、2日の単位の短い期間じゃなく録画ができるタイプとしております。今後の運用については、4月1日以降管理担当課が、こども園の管理担当課が運用することにはなるかと思いますが、その他、町内での防犯カメラについては、神奈川の障害者施設の事件もございましたので、ふくじゅそうについてございます。その他、要援護者施設では、今は大体、一般的に防犯カメラがついているという現状となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 町の施設で防犯カメラの設置でございますけれども、町の施設については、現在のところ防犯カメラ設置している場所はございません。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 図書館の備品の購入なんです、全部で26点ございます。その中、図書館につきましては、大きなくくりで言いますと、会議室が2つ、あとホール、あとスタッフのルーム、読み聞かせの部屋とあるんですが、それぞれの備品を購入したいと考えております。大きなところで言いますと、会議室用の長テーブルと椅子で、これでウエートを結構占めております。約40万程度となります。それと、読み聞かせの部屋の備品類、例えば液晶テレビ、ブルーレイ等がありますし、ホール用のホワイトボー

ドと、あと椅子にかけて、今後、先ほどの話ですが閲覧をしていただくようにベンチを置くことも予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 台風の被害による農政商工関係の詳細ですけれども、行政報告にありましたように、農道が10カ所、水路が2カ所、農地が1カ所でありました。それで、既に処置済みあるいは発注済みの箇所が、道路が5カ所となっております。残り8カ所について、今回補正予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長にお尋ね、再質問するんですけども、最低賃金以下で働いているなんていうところは、人が、浅川町のその臨時も嘱託も含めてないと思うんです、私は。これあったら大変なことだから。そんなことはもちろん論外ですけども、そのそういうこういう形で引き上げされるそういうことは、昨年に続いてあるわけです。そういう状況の中で、いわゆる臨時や嘱託の人たちの待遇改善については、どういうふうに処置されているのか、やっぱり改善すべきだろうと、こういうふうに思うんですが、その点はどうなのかということをお尋ねしたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 嘱託職員、臨時職員等の賃金は、年々大幅という言葉がどうか、引き上げております。したがって、残っているのは、いわゆる時間給等々で働いている臨時職員の分かなと思っているんです。ただ、その最低賃金より低いか高いか、例えば低い場合はということを行っているんですが、もしそういうものが出た場合には、これはきちっと整理をしなければならないなということであって、今、来年の当初に向かって見直しをいろいろしているところであります。

○議長（円谷忠吉君） 10番、いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 来年度の予算編成に向かって見直しを今検討しているところだと、こういうふうなことで、やっぱり同じ仕事をして、いろいろ採用の条件や採用のそこで正式職員にはなれなかった人や年齢制限、そういうことで試験を受けることができないというふうなさまざまな理由の中でも、もう特に専門職である保母さんなんかは、保育士と言うんですか、今は、この保育士さんなんかは本当に、同じ仕事をして正式な職員とは格別の差が出る、こういうのはいろいろあって受任しているんだとは思いますが、やっぱりもっともつとその差を縮めて、そういう人たちが「ああ、よかった」と言えるような、そういうものに見直しをしていただきたいということを強く要望して終わります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお聞きいたします。それで、端的にお聞きしますので、端的にお答えいただきたい

と思います。それから、頭にページ必ず読みますので、ページを読み上げて答弁をしてください。

まず、6ページ、歳入であります。これ1款1項1目、1款2項1目で、個人町民税と固定資産税、それぞれ2,585万2,000円とそれから1,060万円補正されております。補正の補正増の要因について簡単にご説明いただきます。

それから、7ページ、17款1項1目一般寄附金ということで、130万円計上してございます。内容については、町図書館に使用してほしいということでありましたが、この寄附は普通の一般寄附なのか、ふるさと納税なのか、それらについて説明をいただきたいと思います。

それから、8ページ、歳出です。2款1項1目13節委託料36万6,000円、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料ということで計上されておりますが、これの内容について簡単にご説明いただきます。

それから、8ページ、2款1項4目15節の工事請負費243万円、駅前のトイレとそれから役場の電話という説明でありましたが、これ駅前のトイレにどれぐらい、これ役場の電話というのは電話機を交換することなんでしょうか、配線をいじることなんでしょうか、この内容について。ですから、駅前トイレ分が幾ら、電話分が幾らというふうな形でご説明をいただきたいと思います。

9ページ、2款1項13目15節の工事請負費400万、地方創生事業費ということでございますが、具体的に何なのかお聞かせください。

13ページ、6款1項1目1節の報酬368万2,000円、これは農業委員報酬ということでありまして。この農業委員報酬につきましては、当初予算で281万6,000円計上されておまして、今回368万2,000円計上されております。なぜこれだけの額の補正が必要になったのかという点についてご説明をいただきたいと思います。それと同時に、農地利用適正化推進委員報酬153万9,000円がございまして。この農地利用適正化推進委員報酬、この153万9,000円についてご説明いただきます。

それから、14ページ、6款1項4目19節の負担金、補助及び交付金で240万円でございます。これは水田作物振興補助金ということだと思います。それで、これも当初で650万と、今回240万円計上いたしてあります。これについてご説明をいただきたいと思います。

それから、16ページ、10款2項1目15節の工事請負費527万2,000円、この工事の内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） まず、6ページの1款1項1目、あと1款2項1目について、増額補正についてですが、当初予算編成のときには、前年の12月から1月にかけて行われます。その時点で、29年度の課税額が固まっていなかったため、今年度の調定額、昨年の収納率及び今年度の10月までの収納状況等を精査しまして、総額補正をいたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず、一般寄附金でございますけれども、これにつきましてはふるさと納税ではなく、あくまでも一般寄附ということで、2名の方からいただいております。1名の方が100万円、もう一人の

方が30万円ということで、2名の方から寄附をいただいたところでございます。

次の2款1項1目、委託料の会計年度任用職員の関係でございますけれども、これにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正になりまして、法律が32年4月1日から施行されまして、これにつきましては会計年度任用職員制度の創設ということでございます。これにつきましては、今現在、町では臨時職員、嘱託職員の運用をしているわけでございますけれども、これらを抜本的に見直す必要がありまして、最終的には、その方々にも服務に関する規定が適用されまして、懲戒処分の対象になる、または期末手当の支給も可能となるというような待遇の改善等も図られることになろうかと思っております。それらの見直しのために、今回、条例整備等も含めまして、2カ年で、今年度と来年度でいろいろと計画をつくるための費用となるところでございます。

あと、2款1項4目、工事請負費でございますけれども、これにつきましては駅前の公衆トイレの部分でございます。これにつきましては床の改修ということで、老朽化しまして床面が塗装剥がれてきております。これらを予定では27万ほど予算を見ているところでございます。また、役場内の電話工事ということで、これにつきましては10年経過をしております。それで、交換機、これらの部品が供給できないということで、交換機のほうを交換するというところでございます。現在、携帯電話にかけた場合、役場の代表番号しか記されておられません、今後それらのダイヤルの番号が通知されるように、それらのプログラムのほうの改善も行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、13ページの農業委員報酬についてですが、まず当初予算につきましては、通常分の報酬でございます。今回計上しておりますのは、昨年条例化した非常勤特別職の中で、能率給に係る部分でございます。それで、能率給につきましては、今年度から新たに制度化されたもので、農地利用適正化の活動、いわゆる農地の集積、集約化等農地利用状況調査とか、遊休農地の解消等についての活動、あるいはその成果について交付されるもので、今回まだこの確定額ではありませんが、このような最大の額の見込みを計上しております。これにつきましては、歳入の7ページの15款2項5目1節の説明中、一番下の段、農地利用最適化交付金と同額となっておりますので、歳入のほうの額と同じになりますので、見合いで計上しているものでございます。

それから、14ページの6款1項4目水田農業振興費の19節、水田作物振興補助金につきましては、これはいわゆる生産調整の関係で、飼料用米、加工用米、それから振興作物等で調整された、生産調整された農家の方に対し、今回ある程度見込みが固まりましたので、合計で、まず飼料用米が6,500袋程度、それから加工用米が1,300袋程度、振興作物の面積が420反程度、合わせて890万円を見込んでおります。それで、規定予算が650万ありましたので、当時は概算でしたが、今回差額の240万を計上したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） ご質問ありました9ページの2款1項13目地方創生事業費の工事請負費ですが、これ先ほども説明しております定住・移住促進住宅における屋外工事における駐車場、駐車スペースの舗装等

4カ所分の計上であります。また、駐車場の舗装とあわせて、町道分の側溝のふたの軽荷重から重荷重に入れかえると、その分もありますので、この分の舗装ということで、それと外構分に関係する分として400万円の計上をしたものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

浅川小の工事請負費ですが、2つ予定しております。1つは、校舎の壁、廊下のペンキ塗りで345万円、これは経年劣化によるものです。2つ目には、体育館のガラスの交換を予定しております。老朽化に伴いまして、ガラスのひびが入っているものが多数あり、交換したいと思っております。176万円になります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それで、1点目、8ページの駅前トイレと役場の電話の件であります。すると、これ243万円計上してありますが、このうちのトイレが27万円ということの説明だったと思うんですが、それで、あとは交換機の交換、そういうことですね。この交換機は、10年計画というような説明ありましたが、これはまだまだ追加して費用がかかるということなんですか。それとも、これはそのもので終わりなんですか。それから、何年くらいもつんですかということについてご説明いただきたいと思います。

それから、13ページの、これ農政課さんの農業委員さんの報酬、制度が変わりまして能率給に係る分がふえてきているということで説明ありましたが、この点について、どういうあれなのか、もう一回ご説明をしてください。ちょっと理解しにくかったので。

それから、同じく農政課さん、14ページの水田作物振興補助金、これは端的に聞きます。要するに、主食米以外の飼料用の米やなんかのことを言っているんですか、この補助金は、振興補助金というのは。この点についてお聞きしたいと思います。

以上について、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 2款1項4目財産管理費の中の工事請負費で、駅前トイレについては27万円、役場庁舎内の電話機の工事につきましては216万円ということで予算は計上したところでございます。役場の電話機の更新でございますけれども、これにつきましては、10年が経過し部品の供給ができなくなったということで、あくまでも更新ということで、新しいものにかえるということでございます。更新した場合、どれくらいもつんだということでございますけれども、一般的に10年程度かな、部品供給があるのが10年程度かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） では、農業委員さんの能率給についてですけれども、本年7月から新しい農業委員制度が変わりまして、その中で農地利用最適化推進委員という制度もでき、今回の農業委員会のその改正の目的が、担い手への農地の集積、集約化、それから遊休農地の発生防止、解消、それから新規参入の促進と

いう大きな3つが、農地利用の最適化と言われているものでございます。これにつきまして、いわゆる能率給として、活動実績及び成果実績について交付金が算定されます。

活動実績につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員さんが統一的に行動している農地パトロール等、あるいはいろいろな農地利用状況調査、それから農地中間管理機構等の打ち合わせなど、必要な会議等の係る交付金で、委員数掛ける月数掛ける1月6,000円程度の算定式になっており、およそ110万円程度になっております。それから、成果実績の交付金がありまして、その成果実績については、担い手への集積率、あるいはそれから遊休農地の解消等に係る数値に対しての交付金となりまして、その計算があるわけなんですけれども、それで計算上最大の金額が約250万程度になります。合わせて360万8,200円というものになっています。

それから、飼料用米とその水田作物振興補助金ですが、いわゆる減反のその生産調整を目標をさせていただいて、米の需給バランスをさせていただくために、飼料用米いわゆる餌米、それから煎餅等々の加工用米に供出させていただいた方に、町で追加で助成をしているものです。そのほか、水田にトウモロコシ等あるいは園芸作物等を作付された方に交付する補助金となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点だけお尋ねをしたいと思います。

1点目です。幼保一体施設の防犯カメラの賃借料に関してなんですけれども、これから引き渡しを受けた後、無人なので、用心のために8カ所つけたいということでした。例えば、開業して人が詰めるようになった場合、この8台は撤去するということなんですか。その点を1点目として伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、給与の明細の一覧表の中で、22ページになります。職員の期末手当が減額になっているんですけれども、この理由は何なのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 防犯カメラの件でございまして、8台については、そのまま維持をします。継続して設置するものでございます。同じく警備委託もしておりますので、中に入った場合には感知するんですが、周辺、不審者等がうろついた場合には、施設内防犯カメラで録画できるというような機能を持たせて対応するものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 22ページ、給与費明細でございまして、これにつきましては、今現在、育児休暇を取得している職員もございまして、また、年度途中で扶養の数が減ったりとかした場合がございます。それらによって、期末手当が減額になったということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目はわかりました。



1点目ですが、8台も、今まで町の施設には1台もなかった防犯カメラを、今度新しい子供の施設には一遍に8台もつけると、これからずっとそれを運用していくんだと、こういうような説明でしたけれども、果たして、この8台というのは本当に適切なかどうか、今まで1台もなかったものを一遍に8台というのは、ちょっと何か、ええ、どうなんだろうなという気がするんですけども、その点はどのように判断されたんでしょうか。

それから、2点目ですが、これは賃借という形であります。この予算に計上されたのは今年度の賃借料だというふうに思うんですけども、これ次年度以降も、やはりずっとこれ賃借料払っていくんですか。今年はまだ残り期間がわずかですので、賃借料もそんなにはならないと思うんですけども、年間の賃借料にしたならば、これは結構な額になると思うんです。なぜ防犯カメラを購入でなくて賃借にするのか、その点が私はよくわからないんですけども、購入したならばもっと安く済むんじゃないかというふうに思うんですけども、どのように検討されたんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 防犯カメラにつきましては、警備会社のほうと協議しておりまして、なるべく死角をなくすということで、8台を対応したものでございます。施設面積的には、玉川のこども園のほうが面積的にも大きいところではございますが、玉川でも8台を設置しております。1台のモニター、モニターで8台分を監視でき録画できるという機能でございます。

それから、防犯については、賃借料とした考えにつきましては、5年の長期契約で考えております。そうしますと、防犯カメラにつきましては、日々機能がよくなっておりまして、買い取りですと、その機能がずっとそのままになってしまう。更新時にまた新たなカメラを検討することもできるということで、賃借ということで対応したところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） うん、まあ、理由はわかりました。はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） じゃ、質疑いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

9番、上野信直君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 本補正予算については、大半が必要性が認められる補正ではありますけれども、先ほど反対したばかりの特別職の期末手当の引き上げ分が計上されているので、賛成するわけにはいかないだろうなというふうに考えますので、反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 平成29年度浅川町一般会計補正予算に、まずは賛成いたします。

これ満遍なく平等に福祉向上のために、この補正は組んでおります。よって、何ら問題なく、私はこの補正はよいと思いますので、賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第55号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第56号 平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 説明の中で、地域支援事業費が不足している状況にあるという説明がありました。具体的にはどういう状況なのか、ご説明を願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 地域支援事業につきましては、事業がスタートしたばかりでございます。年度の平均が読めない部分もございましたので、今回、例えば5款2項2目介護予防ケアマネジメント100万ということで事業費を計上したところではございますが、なお今年度の費用として100万程度あれば何とかなるのかなということで計上したものでございます。なお、つかみでの計上でございますので、なお年度末、過不足が生じる可能性もございます。まだ実績、1年間の実績がないということで不足が生じ、今現在も支出の中で不足が見込めるということで計上したものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

[「はい」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第56号 平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第57号 平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第57号 平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第58号 平成29年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第58号 平成29年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第5回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 零時06分